記者発表資料

平成２７年　３月１１日
東北地方整備局

国道４９号　災害対策基本法に基づく路線の指定の廃止について

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき国道４９号福島県郡山市熱海町中山～耶麻郡猪苗代町山潟及び福島県河沼郡会津坂下町大字坂本～耶麻郡西会津町大字野沢間を指定していましたが、本日、１６時１５分に区間指定を廃止しました。

積雪のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第７６条の６第１項の規定に基づき、国道４９号の下記区間を指定しておりましたが、１６時１５分に区間指定を廃止しました。

日時	路線名	廃止する区間
３月１１日 ５時２０分 ～ １６時１５分	国道４９号	福島県郡山市熱海町中山～ 福島県耶麻郡猪苗代町山潟 Ｌ＝６．８ｋｍ
３月１１日 １３時００分 ～ １６時１５分	国道４９号	福島県河沼郡会津坂下町大字坂本～ 福島県耶麻郡西会津町大字野沢 Ｌ＝１１．８ｋｍ

〈発表記者会〉宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

国土交通省 東北地方整備局 道路部 道路管理課
電話 ０２２－２２５－２１７１

課長　　樋口 和則（内線４４１１）
課長補佐　大友 武彦（内線４４１２）